

庄原市農業委員会の委員 (農業委員) 公募のご案内

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員の選任方法がこれまでの選挙制・選任制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。

庄原市では、平成 29 年 7 月 19 日をもって現農業委員が任期満了となりますので、その後の農業委員を募集します。

1 農業委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

24人

(2) 任期

平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日

(3) 身分

庄原市特別職の非常勤職員

(4) 報酬

月額 29,500 円（※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。）

2 主な業務

(1) 毎月 1 回程度の会議等への出席（現地活動は随時）

(2) 農地法の権限に基づく転用等に係る許認可

(3) 農地法等に基づく申請地の調査

(4) 農地法に基づく市内農地の利用状況の調査及び調査結果の報告

(5) 農地等の利用の最適化の推進

①農地等の集積・集約化

②耕作放棄地の発生防止・解消

③新規参入の促進

(6) 農業一般に関する調査及び情報提供

(7) 農業及び農民に関する事項についての意見公表

(8) 研修会等の自己研さん

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 農業者、その他の関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦
- (3) 個人による応募

6 推薦の手続

農業委員を推薦しようとする農業者、その他の関係者又は農業者が組織する団体、その他の関係団体は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市企画振興部農業振興課・各支所（地域振興室又は産業建設室）へ提出してください。（ファックス、電子メールなどの申込はできません。）

- ・農業者、その他の関係者が推薦する場合
……様式第1号 庄原市農業委員 推薦申込書（個人推薦用）
- ・農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合
……様式第2号 庄原市農業委員 推薦申込書（団体推薦用）

7 個人による応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市企画振興部農業振興課・各支所（地域振興室又は産業建設室）へ提出してください。（ファックス、電子メールなどの申込はできません。）

- ・個人により応募する場合
……様式第3号 庄原市農業委員 応募申込書

8 推薦・応募の受付期間

平成29年4月11日（火）から平成29年5月8日（月）まで【必着】

- ・申込書を持参される場合は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・郵送の場合は、書留とし、平成29年5月8日（月）午後5時15分必着とします。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。また、つぎの窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

- ・庄原市企画振興部農業振興課（庄原市役所本庁舎4階）
- ・庄原市農業委員会事務局（庄原市役所本庁舎4階）
- ・各支所 地域振興室、東城支所については産業建設室

10 選考方法

受付期間終了後、庄原市農業委員候補者選考委員会において書類審査及び面接を行います。（面接日程は、後日ご連絡いたします。）

1 1 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募された内容は、一部を除き募集期間中及び募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容）

- （１）推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
 - （２）推薦をする者（団体）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
 - （３）推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - （４）推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別
 - （５）推薦又は応募の理由
 - （６）推薦をする者が推薦を受ける者を庄原市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が庄原市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- 選考結果については、本人に通知します。

1 2 農業委員の任命について

農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、庄原市農業委員の任命についての議案を庄原市議会に提案し、当該議会の議決を経て任命します。

1 3 その他

- （１）農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできますが、重複して任命又は委嘱することはありません。
- （２）申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。

1 4 申込の提出先

申込書の提出先はつぎのとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番 1

庄原市企画振興部農業振興課（市役所本庁舎 4 階） 電話 0824-73-1131

【各支所】

〒729-5792 庄原市西城町大佐 737 番地 3

庄原市西城支所 地域振興室（電話 0824-82-2181）

〒727-0402 庄原市高野町新市 1171 番地 1

庄原市高野支所 地域振興室（電話 0824-86-2113）

〒729-5121 庄原市東城町川東 1775 番地

庄原市東城支所 産業建設室（電話 08477-2-5008）

〒727-0301 庄原市比和町比和 1119 番地 1

庄原市比和支所 地域振興室（電話 0824-85-3003）

〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 番地

庄原市口和支所 地域振興室（電話 0824-87-2113）

〒729-3703 庄原市総領町下領家 280 番地 1

庄原市総領支所 地域振興室（電話 0824-88-3065）

1 5 問合せ先

庄原市企画振興部農業振興課

電話 0824-73-1131

又は 庄原市農業委員会事務局

電話 0824-73-1133

参考１「農業委員会等に関する法律」の主な改正内容

１ 農業委員会業務の重点化

「農地等の利用の最適化の推進」として、農業委員会が、農地流動化や農地の有効利用の推進に取り組んでいくことが義務付けられます。

２ 農業委員の選出方法の変更

- ・現在の農業委員の任期満了（平成 29 年 7 月 19 日）以降は、農業委員の選出方法が、選挙制・選任制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。
- ・農業委員の定数が現在の半分程度になります。
- ・認定農業者（認定農業者が少ない場合準ずる者を含む場合あり）を委員の過半数とすること、農業委員会の事務に関して利害関係のない方を含めることが必要になります。また、年齢、性別等のバランスへの配慮が求められています。

３ 農地利用最適化推進委員の新設

- ・「農地等の利用の最適化の推進」を強化するため、農業委員と連携して担当区域ごとに活動する農地利用最適化推進委員が新設されます。

☆農業委員の募集と同時に、「推進委員」の募集を行います。詳しくは、推進委員の募集案内をご覧ください。

参考２ 農業委員の選任の流れ

《農業委員》

